

イタリアの親権(親責任)に関する法制度 概説

1. イタリアの親権(親責任)法の歴史

イタリア共和国憲法は、第二次世界大戦後の1947年に制定され、男女の平等(イタリア共和国憲法第3条)や夫婦の平等(同第29条2項)を基本原理とする憲法に改められた。そして憲法には、親の権利義務については、「子を扶養、訓育、および教育することは、親の義務であり権利である」との規定が置かれた(同第30条1項)。

しかし憲法は新しくなったが、「夫の優位」「父の優位」を規定する民法典は改正されないままであった。親の権利義務については、「父権(*patria potestà*)」という文言が用いられていた。そこで憲法上の平等原則と民法典の規定を適合させるため、1975年に民法典の家族法規定が改正された。改正により、親権を表す文言も、「父権(*patria potestà*)」から「親権(*potestà dei genitori*)」に改められた。

なお、この家族法が改正された1975年に先立ち、1970年に「離婚法」(1970年12月1日法律第898号)が成立し、離婚が認められるようになった。離婚法制定以前は、夫婦関係を解消する手段は別居のみであり、別居は民法に規定されていた。離婚法制定の結果、イタリア法においては、別居については民法に規定があり、離婚については、民法とは別な「離婚法」に規定が置かれることとなった。そして別居・離婚後の親子関係についても、別居後の親子関係は婚姻の章の旧第155条に規定が置かれ、離婚後の親子関係は「離婚法」と、それぞれ別々に規定が置かれた。

その後、「離婚法」は1987年に改正され、離婚後の子の監護について、原則は単独親権であるが、例外的に「共同監護」「交互監護」の共同親権が認められるに至った。

さらに2006年には、「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」(2006年2月8日法律第54号)により、離婚後も子が父母と関係を維持する「共同分担監護」を原則とする改正が行われた。この2006年の改正により、子の監護についての別居と離婚の区別が取り払われ、子の監護に関する規定は、別居・離婚の場合にともに統一して適用されるようになった。

さらに、「自然子の認知に関する事項の規定」(2012年12月10日法律第219号)により、子の法的地位の大改正が行われた。改正前は、親子関係の規定は、婚姻の章である第6章に規定されていたが、2012年の改正後は、子の法的地位の章が独立して、第9章「親責任と子の権利義務」となった。この結果、子の法的地位は、親の婚姻から切り離されて規定されることとなった。非嫡出子を表す「自然子(*i figli naturali*)」の語は廃され、「子(*figli*)」に一元化された。そして「すべての子は、同一の法的地位を有する」(民315条)との規定が置かれた。

さらに、この改正の翌年には、2013年12月28日第154号の立法令により、民法の親権法の部分が大きく改正された。

親の権利義務をあらわす文言は、「親権(*potestà dei genitori*)」から「親責任(*responsabilità genitoriale*)」に改められた。

また、この2013年の改正により、別居・離婚後における子の監護の規定(旧155条以下)は、第9章「親責任と子の権利義務」の第II節「別居、婚姻の解消、婚姻の民事効果の終了、婚姻の取消、無効または婚姻外で出生した子に関する手続の効果としての親責任の行使」の節の第337条の2以下に規定が移された。この規定の位置の移動により、別居の効果として規定されていた別居・

離婚後の親子関係も、親の婚姻から切り離された。このことを明文化した規定が、「父母双方の親責任は、別居・婚姻の解消、民事効果の終了、取消、無効によって終了しない」という第 317 条 2 項である。

2. 子の権利と親責任の関係

かつて民法典第 9 章のタイトルは、「親権」であったが、2012 年 2013 年の改正を経て、「親責任と子の権利義務」に改められ、民法典における「親権」という文言は、すべて「親責任」に改められた。第 315 条には、子の法的地位の原則として、「すべての子は、同一の法的地位を有する」と明記され、第 315 条の 2 には、子の権利として、「子は、その能力、生来の性向、志望により、父母から扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利を有する」と規定された。そして子の権利に対応する親の責任として、第 316 条には、「父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して、合意によって行われる親責任を負う」と規定が置かれた。

3. 親責任の帰属および行使

親責任は、親双方の共同の合意で行われる(第 316 条 1 項)。親が特に重要な問題で対立する場合については、より適切と思われる措置を示して裁判官に判断を求めることができる(第 316 条 2 項)。

父母間に対立が続く場合には、裁判官は、個々の場合に、子の利益を配慮して適切と解される父母の一方に決定権を付与する(第 316 条 3 項)。

4. 親が婚姻関係にない場合

2012 年 2013 年の改正前は、婚姻外で生まれた子については「自然子」という語が用いられ、自然子への認知の有無および同居の有無により、親の法的責任を異にしていた。すなわち、自然子の父母が同居している場合には、親権行使は父母双方により行われる(旧第 317 条の 2 第 2 項)。しかし自然子の父母が同居していない場合は、子と同居している方の父母に親権は帰属するとされ、子が父母のどちらとも同居していない場合には、最初に認知した父母に親権が帰属するとされた(同条同項)。

しかし改正後は、親の子に対する法的責任について認知を要件とすることは同様であるが、同居の有無による区別は取り払われた。新规定においては、親が婚姻関係にない場合は、「子を認知した親は、その子に対する親責任を負う」(第 316 条 4 項)とする。そして子の認知が父母双方により行われる場合には、親責任は父母双方に帰属する(第 316 条 4 項)とする。

なお親責任を行使しない父母は、訓育、教育、子の生活の状況を監守する権限のみを有する(第 317 条の 2 第 3 項)。

5. 親が別居・離婚した後の親責任

(1) 親責任の帰属

① 原則は「共同分担監護」

イタリア法においては、別居については民法に規定があるが(民 150 条以下)、離婚について

は民法とは別な離婚法(1970年12月1日法律第898号)に規定がある。そのため、かつては子の監護についても、別居の場合と離婚後の場合とで、それぞれ別々に民法と離婚法とに分かれて規定されていた。

しかし前述したように、2013年の改正により、別居の場合も離婚の場合も、ともに子の監護についての規定の第9章「親責任と子の権利義務」の第II節「別居、婚姻の解消、婚姻の民事効果の終了、婚姻の取消、無効または婚姻外で出生した子に関する手続きの効果としての親責任の行使」の第337条の2条以下が適用されることになった。内容としては、2006年に改正された規定をほぼ継承している。

2006年および2013年の改正の重要な点は、別居・離婚後も共同親権を意味する「共同分担監護」が原則であり、単独親権は例外となったという点である。

未成年の子は、別居・離婚後も、「父母のそれぞれと等しい関係を継続的に維持する権利」「父母による監護、教育、訓育および精神的援助を受ける権利」を有すると規定された(第337条の3第1項)。このように、子が親との関係を維持する権利について、イタリア法の下では「両親とともに成長する権利(Il diritto alla bigenitorialità)」と称される。そしてこの「両親とともに成長する権利(Il diritto alla bigenitorialità)」に対応して、親には、子の人格形成過程への共同参加の義務が課される。この義務については、「親責任は、父母双方によって行使される」(第337条の3第3項)として、親責任の共同行使の原則が明記された。

②例外としての単独監護(共同分担監護への異議申立て)

原則は、「共同分担監護」であるが、「他方の親に子の監護を託することが子の利益に反すると解される場合」には、裁判官は申立てにより、子の監護を父母の一方に定めることができる(第337条の4第1項)。

(2)親責任の分担の態様と行使の方法

① 親責任分担の態様

裁判官は、子の監護が父母双方に継続される可能性を優先的に検討し、または父母の一方への監護を決定する。そして父母それぞれが、子の扶養・監護・訓育・教育について分担すべき範囲と態様を定め、父母それぞれの下において子が過ごす期間および方法を定める(第337条の2)。

②親責任の行使の方法

1)「子の訓育、教育、健康および子の日常の住居の選択に関する子のより重要な利益の決定は、子の能力、生来の性向、志望を考慮して双方の合意により行われる(第337条3第3項)。

- ・ 訓育に関する問題とは、学校選択などの問題が含まれる。
- ・ 教育に関する問題とは、宗教教育に関する問題が含まれるとされる。
- ・ 健康に関する問題とは、外科手術や精神療法の治療の選択などが含まれるとされる。

2)「通常管理」に関する決定については、裁判官の措置により、別々の権限行使が認められる(337条の3第3項)。(「通常管理」に関する行為は、重要性の少ない日常的性質の行為とされる)。

(3) 別居・離婚後の子の扶養

① 扶養の態様の改革

「共同分担監護」の導入により、扶養の概念が「間接扶養」から「直接扶養」に改められた。イタリア法では、「間接扶養」とは、子の世話は母親が担い父親は扶養料を支払うという経済的側面のみを担うという扶養を意味する。これに対して、「直接扶養」とは、父も母も経済的負担だけでなく、直接自己の時間を費やし、ともに子の世話や教育にあたるというものである。父親は金銭のみを支払うという従来の「間接扶養」の形態は、今回の改正により、「直接扶養」に改められた。

② 扶養の基準

夫婦間の平等をはかるために、子の扶養についての 5 つの決定基準が明示されている(第 337 条の 3 第 4 項)。

- 1) 子の現実の必要
- 2) 父母双方との同居時に子が享受した生活の程度
- 3) それぞれの父母の下に滞在する期間
- 4) 父母双方の経済的資力
- 5) 父母それぞれにより行われる監護および家事の経済的評価

③ 扶養の履行確保

現実に扶養義務の不履行が生じた場合には、民事訴訟法上の一般的な差押の制度だけでなく、扶養義務の履行のための命令(L'ordine di distrazione)の制度がもうけられている。これは直接支払命令の制度として意味があり、裁判官は、親の雇用主などの第三者に、親が支払うべき金額を、子などの扶養権利者に直接に支払うことを命じることができる(第 156 条 6 項)。

(4) 別居・離婚における家族の住居の分与

別居・離婚後の家族の住居の分与および利用は、子の利益を優先して判断される(第 337 条の 6)。ただし、家族の住居の利用の権利は、その住居に居住していない場合、家族の住居に定住するのを止めた場合、同棲した場合、または再婚した場合には効力を失う。

(5) 親責任の変更

他方の親に子の監護を託することが子の利益に反する場合には、共同分担監護から子の監護を一方の父母に変更することを求めることができる(第 337 条の 4)。

また子の監護の権限の帰属、範囲、態様についての再審理を申立てることができる(第 337 条の 5)。

(6) 父母間の紛争解決および不履行への制裁処分

父母間に対立が生じた場合、また一方父母が義務を履行しない場合の制裁措置が民事訴訟法の 709 条の 3 に規定された。重大な義務の不履行、子の損害の増加、監護の態様の正しい遂行を阻害する行為が、親によりなされた場合には、下記の処分が可能となる。

- 1)義務を履行しない親への警告
- 2)子に対する損害賠償
- 3)他方の親に対する損害賠償
- 4)義務不履行の親に罰金金庫へ最低 75 ユーロから最高 5000 ユーロまでの行政罰の支払

(7)リロケーション: 住居の選択の問題

住居の選択は、子の生活に与える影響が大きいため、子の重要な利益として、父母の合意が必要とされる事項である。もし他方父母の相談なく子の住居を一方的に変更した場合は、義務の不履行として、裁判官により、監護の態様や監護措置の変更などが措置されうる。また子に被害が生じる場合は、警告や損害賠償など制裁規定としての民事訴訟法 709 条の 3 が適用されうる。

(8)尊属および親族との関係を保持する権利

2006 年の改正により、子が祖父母や親族との関係を保持する権利が定められた(337 条の 3 第 1 項)。この中でとくに重要なのは、祖父母と孫の関係であるが、尊属および親族との関係を保持することが、父母の一方の喪失や父母の対立状態により受ける子の被害を補う上で重要とされたことによる。そのためこの「尊属および親族との関係を保持する権利」は、子の権利として位置づけられている。

6. 家族の暴力に対する保護命令

イタリアでも、2001 年に、「家族関係における暴力防止措置法」(2001 年 4 月 5 日法律第 154 号)により、ドメスティック・バイオレンスを防止する法が制定された。この家族間の暴力を防止する措置は、刑事処分として加害者を被害者から引き離す保全処分(刑事訴訟法典第 282 条の 2)と、退去や接近禁止を命じる保護命令による民事処分(民法 342 条の 2 以下)とに分かれる。民事処分の保護命令は、犯罪を成立させない場合に発される制度であるが(民法 342 条の 2)。暴力を防止するための制度として、両者の理念は共通する。

(1)刑事上の保全処分(刑事訴訟法典第 282 条の 2)

裁判官は、家族の家からの退去命令、実家の家族や近親者や職場への接近禁止などを命じることが出来る(刑事訴訟法第 282 条の 2)。

(2)民事処分としての保護命令(民法典第 342 条の 2 および 342 条の 3)

家族関係における暴力に対する民事上の処分としては保護命令制度が規定されている(民法典第 342 条の 2 および 342 条の 3)。民事上の保護命令は、行為が犯罪として訴追できない場合の制度であり、刑事上の処分である保全処分を補う。

加害行為の主体は、配偶者または同居者である。保護命令の対象となる加害行為は、「配偶者または同居者の自由または身体もしくは精神に重大な危害をもたらす場合」である(第 342 条の 2)。

保護命令の内容は、暴力行為の中止、家族の家からの退去、職場など申立人が通常出入りする場所や実家や近親者などの住居、子の教育施設への接近禁止命令である。

保護命令の継続期間は 1 年であり、重大な事由が生じた場合に限り延長できる。

(3)保全命令および保護命令に共通な援助の制度

必要な場合には、資力に欠ける同居者のために、義務者の給与からの差し引きなどの方法により、手当の支払いを命じることができる。

7. ハーグ条約の実行

「ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)」(1980年に国連で採択署名)および「欧州監護条約(子の監護の決定の承認および執行ならびに子の監護の回復に関する欧州条約)」(1980年)について、イタリアは1994年に批准し、同年の1994年1月15日第64号法律を制定し、それにより国内法上の効力を生じている。

この第64号法律によると、ハーグ条約の第6条における「中央当局」は、「司法省未成年者司法局(Il Ministero di grazia e giustizia, Ufficio per la giustizia minorile)」とされる(同法第3条1項)。また支援にあたるのは、「国事弁護士院(Il Avvocatura dello Stato)」(同法第3条2項)である。

また返還決定について管轄権のある裁判所は、子の常居所地または親権を行使する父母の常居所地の「未成年者裁判所(Il tribunale per i minorenni)」である(同法5条)。返還の申立ては、検察官または中央当局が行う(第4条2項)。決定は評議室で命令により行われる。

なお、未成年者裁判所の下した命令については、破棄院への抗告が認められる(同法第4条2項、第7条)。

参考文献:

椎名規子「イタリアにおける子に対する共同親権の新制度—「両親とともに成長する権利(Il diritto alla bigenitorialità)」(1)(2)」第113号(2011)113頁、同第116号(2012)95頁。椎名「イタリア」『親権法の比較研究』(床谷文雄、本山敦編)日本評論社(2014)202頁。椎名「イタリア親子法における子の法的地位の平等と『親責任』の実現—2012年と2013年の新親子法について—」拓殖大学論集・政治・経済・法律研究第19巻1号(2016)1頁、椎名「資料 イタリアの新親子法—2012年・2013年の民法典改正」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第18巻第2号(2016)135頁、椎名「イタリア」『ファミリー・バイオレンス(第2版)』(岩井宜子編)尚学社(2010)275頁、椎名「イタリアにおけるドメスティック・バイオレンスに対する新法について—2001年『家族関係における暴力防止措置法』の意義—」専修大学法学研究所紀要27『民事法の諸問題XI』(2002)142頁。

2019年3月10日

執筆 拓殖大学教授 椎名規子